

令和3年 第3回浅口市農業委員会議事録

令和3年3月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 11名			農地利用最適化推進委員 13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田 一男	出	金光1	原田 恒明	出
2	欠員	—	金光2	鍋谷 恒久	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	西本 健次	欠	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	欠	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	高淵 末孝	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第6号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第7号 農地法施行規則該当転用届について

報告第8号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年4月15日（木））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回浅口市農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において9番虫明委員、12番梶原委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

666番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2ページになります。

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年3月15日提出。

番号666、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、田。面積99平方メートル。

譲受人は、鴨方町益坂、65歳、農業。譲渡し人は、鴨方町益坂、85歳、農業。譲受け理由は増反、譲渡し理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから許可要件を満たしていると考えます。

議長 次に、杉本委員、補足説明をお願いします。

委員 杉本です。場所は、地図の1ページ、2ページにあります。ナフコのすぐ東側でございます。西本委員から、2人はすぐ近所でもありますし、これといった問題はないということですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、666番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、667番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号667、土地の所在地、鴨方町深田。地目、畑。面積295平方メートル。

譲受人は、鴨方町深田、49歳、会社員兼農業。譲渡し人は、東京都世田谷区、63歳、自営業兼農業。譲受け理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから許可要件を満たしていると考えます。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。場所は、地図で3ページ、4ページになります。場所は、鴨方中学校の北西約300メートルぐらいのところにあります。この土地は、譲受人が今現在耕作されます。そういったことから譲渡しが決まったような感じでありますので、何ら問題ないかと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、667番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、668番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号668、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積333平方メートル。

譲受人は、鴨方町小坂西、79歳、農業。譲渡し人は、兵庫県明石市、70歳、会社員。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利害関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 虫明です。この場所は、地図の5ページ、6ページになります。鴨方西小学校より南に500メートルぐらいのところでしょうか。2人は、お父さんとこの譲受人が近所で、それで息子さんが兵庫県のほうに住まれとるということで、お互い任せるといいうことでもう話はできとったみたいです。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、668番の件について、ご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、672番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号672の土地の所在地は全て金光町上竹です。

672-1。地目、畑。面積、724平方メートル。

672-2。登記地目、原野。現況地目、畑。面積717平方メートル。

672-3。登記地目、田。現況地目、畑。面積106平方メートル。

672-4。登記地目、田。現況地目、畑。面積341平方メートル。

譲受人は、倉敷市児島、39歳、会社員兼農業。譲渡し人は、大阪府吹田市、59歳、会社員兼農業。譲受け理由は増反、譲渡し理由は労力不足です。

譲受人は、金光町上竹に転居予定であり、今回の申請により取得に必要な下限面積を超えることとなります。農機具の保有状況、通作距離、労働力、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。

委員 1番問田です。この場所は、農免道の阿坂トンネルの東側に属しております。すぐトンネルの近くであります、ここにこういうこうてんか今度出てきまして、行く行くは●●さんのほうがここを作るといことですが、現在は上竹の人が耕作しておるような状況です。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、672番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

671番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は、3ページになります。

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和3年3月15日提出。

番号671、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積452平方メートル。

借受人、倉敷市新倉敷駅前、32歳、会社員。貸出人は、金光町下竹、56歳、会社員兼農業。転用目的は、一般住宅。居宅1棟103.77平方メートル。木造2階建てガルバリウム鋼板ぶき、建蔽率は22.96%です。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど一般基準上も問題ありません。

以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。

委員 1番問田です。場所は、地図を見ていただいたら11ページにありますが、道木の上池寄りというか、約30メートルぐらい東に位置しまして、新県道より15メートルぐらいのところへあります。これは、父親の土地を息子さんが借りて取りあえず建つとということですので、別に問題はあります。よろしく願いいたしま

す。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　それでは、671番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 　　続きまして673番の件について、事務局の説明を求めます。

　　　　　議案書は、4ページになります。

　　　　　議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年3月15日提出。

　　　　　番号673、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積381平方メートル。

　　　　　譲受人は、倉敷市玉島、41歳、会社員。譲渡し人は、兵庫県神戸市、52歳、会社員。転用目的は一般住宅、居宅1棟100.20平方メートル。木造2階建て瓦ぶき。露天駐車場3台、37.50平方メートル。建蔽率は29.17%です。農地区分は、3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど一般基準上も問題ありません。

　　　　　以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。

　　　　　なお、転用後の地目は宅地です。

議長 　　次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員 　　2番鍋谷です。場所は、金光小学校、金光の市立中学校の北約300メートルに位置します。ちょうど隣に河川も流れておりますし、排水の便もよろしいし、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　それでは、673番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 　　議案第9号農用地利用集積計画についてを議題とします。

　　　　　事務局の説明を求めます。

　　　　　ただし、佐藤委員が当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、佐藤委員には当該案件の審議が終了するまで退席をしていただきます。

　　　　　（佐藤委員 退場）

議長 　　それでは、お願いします。

事務局 　　議案書は5ページになります。

　　　　　議案第9号農用地利用集積計画について。令和3年3月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案番号73番から90番の18件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は10名、農地は27筆です。更新が12筆、新規が15筆あり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が4件、3年以上6年未満が9件、6年以上10年未満が2件、10年以上が3件です。

次に、8ページへ移ります。

1、利用権設定についての(1)地目設定面積については、田1万6,988平方メートル、畑1万2,157平方メートル、2万9,145平方メートルです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

佐藤委員に入室をしてもらってください。

(佐藤委員 入場)

議長 佐藤委員に報告します。

議案第9号は承認をされました。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は9ページになります。

報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年3月15日提出。

番号665、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積951平方メートル。

借受人は、金光町地頭下、85歳、無職。貸出人は、埼玉県川越市、83歳、無職。

合意年月日、引渡し年月日は令和3年1月31日です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第7号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

662番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は10ページになります。

報告第7号農地法施行規則該当転用届について。令和3年3月15日提出。
番号662、土地の所在、金光町佐方。地目、田。面積1,240平方メートルのうち、2.25平方メートル。
申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1基2.25平方メートル。農地区分は3種です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。
委員 場所のほうは、佐方インターのちょうど南側、諏訪神社というお宮さんがあるんですが、その道の参道の右側に続く畑の中です。携帯基地局ということで、その中のごく一部を使うということで特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 続きまして、670番の件について、事務局の説明を求めます。
番号670。土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積211平方メートルのうち80平方メートル。
申請人は、金光町下竹、56歳、会社員兼農業。施設の概要は、農業用倉庫1棟29.28平方メートル。木造平家建てスレートぶき。盛土50センチ。農地区分は2種でございます。

議長 以上です。
委員 次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。
委員 1番問田です。これは先ほどお話ししましたが、要するに息子さんが帰ってくるということで、今多少の仮倉庫みたいなものが建つとるんですが、そこへ家を建てますんで、その代わりにこういう物置小屋を造らせてほしいということでございますので、別段問題はないと思いますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 報告第8号形状変更届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。
議長 議案書は、11ページになります。
事務局 報告第8号形状変更届について。令和3年3月15日提出。
番号669、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積211平方メートルのうち131平方メートル。
申請人は、金光町下竹、56歳、会社員兼農業。変更理由は、田を畑にするため50センチの盛土をするというものでございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

①浅口市農地貸借料情報について

②次回の委員会について

議長

本日の委員会は以上で閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後1時55分）

